**一般社団法人わかやまシュタイナー学園　定款**

**第１章　総則**

(名称)

第１条　当法人は、一般社団法人わかやまシュタイナー学園と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を和歌山県紀の川市西三谷６７０番地に置く。

(目的)

第３条

当法人は、ルドルフ・シュタイナーの人間学を柱とする教育の実践、啓蒙活動を通じて、子育てをする母親と共に子育てをしながら自らを育てて行く力、子どもを信頼し見守る力を育てることに関する事業を行い、個人の精神生活の充実とよりよい社会環境の実現に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）乳幼児から大人対象の教育の企画及び運営

（２）運営者のための研究会・研修会・講演会の開催

（３）子育て支援活動及び教育に関わる情報の提供

（４）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第４条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示する方法による。

**第２章 会員**

(会員)

第５条　当法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（１）正会員 当法人の目的に賛同し入会した者

（２）一般会員 当法人が行う企画に参加するために入会した者

（３）賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第６条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第７条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第８条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会

することができる。

(除名)

第９条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会

員を除名することができる。

 （１）本定款その他の規則に違反したとき。

（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第１０条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

 （１）会費の納入が継続して１年以上されなかったとき。

 （２）総正会員が同意したとき。

 （３）当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第１１条 会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員として

 の権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これ

を返還しない。

**第３章 社員総会**

(種別)

第１２条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

(構成)

第１３条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第１４条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第１５条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

２　社員総会の招集は、会日より５日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第１６条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第１７条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、

総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）定款の変更

（３）事業譲渡

（４）解散

（５）理事の一般社団法人に対する損害賠償責任の一部免除

（６）その他法令で定めた事項

(議決権)

第１８条　各社員は、各１個の議決権を有する。

(代理)

第１９条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任

することができる。

(議事録)

第２０条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

**第４章 理事**

(理事の設置)

第２１条 当法人に、理事３名以上を置く。

２　理事のうちから、１名を代表理事とする。

(選任)

第２２条 理事及び代表理事は、社員総会の決議によって選任する。

２　理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係に

 ある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務権限)

第２３条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

２ 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(任期)

第２４条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

 社員総会の終結の時までとする。

２ 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３ 理事は、第２１条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第２５条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

 第２６条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、

 社員総会の決議をもって定める。

**第５章 計算**

(事業年度)

第２７条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

(事業計画及び収支予算)

第２８条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第２９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、定時社員総会で報告するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第３０条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

**第６章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

第３１条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第３２条 当法人は、次の事由によって解散する。

社員総会の特別決議

1. 社員が欠けたこと。
2. 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
3. 破産手続開始の決定
4. その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第３３条　当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第６６条の１１の２第３項の認定を受けたものに限る。)に帰属させる。

**第７章 附則**

(最初の事業年度)

第３４条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成２８年３月末日

までとする。

(設立時役員)

第３５条　当法人の設立時役員は、次のとおりである。

　　設立時理事　　　西畑　百世

 設立時理事　　　東郷　桃子

 設立時理事　　　木村　知津

 設立時理事　　　三木　真由美

　　設立時代表理事　西　京子

(設立時社員の社員の氏名又は名称及び住所)

(法令の準拠)

第３６条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

平成２７年１１月１７日

以上、一般社団法人モモの会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 西畑 百世

設立時社員 東郷桃子

設立時社員 木村知津

設立時社員 三木真由美

設立時社員 一般社団法人モモの会代表理事 西　京子